

○総務省告示第四百十九号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第二百五十八条の二の規定に基づき、アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件（平成二十一年総務省告示第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月二十一日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				改正前			
1 135.7kHz から 10.5GHz までの周波数				1 [同左]			
	周波数帯の別	使用電波の型式及び周波数の使用区別			周波数帯の別	使用電波の型式及び周波数の使用区別	
		電波の型式	周波数			電波の型式	周波数
[1・2 略]				[1・2 同左]			
3	1,800kHz から 1,875kHz まで及び 1,907.5kHz から 1,912.5kHz まで	全ての電波の型式 A1A	1,800kHz から 1,810kHz まで 1,810kHz から 1,825kHz まで	3	1,810kHz から 1,825kHz まで及び 1,907.5kHz から 1,912.5kHz まで	A1A A1A F1B F1D G1B G1D	1,810kHz から 1,825kHz まで 1,907.5kHz から 1,912.5kHz まで
4	3,500kHz から 3,580kHz まで、 3,599kHz から 3,612kHz まで及び 3,662kHz から 3,687kHz まで	A1A A1A F1B F1D G1B G1D 全ての電波の型式	3,500kHz から 3,520kHz まで 3,520kHz から 3,535kHz まで 3,535kHz から 3,575kHz まで（注1） 3,575kHz から 3,580kHz まで 3,599kHz から 3,612kHz まで 3,662kHz から 3,680kHz まで 3,680kHz から 3,687kHz まで（注2）	4	3,500kHz から 3,575kHz まで、 3,599kHz から 3,612kHz まで及び 3,680kHz から 3,687kHz まで	A1A A1A F1B F1D G1B G1D 全ての電波の型式	3,500kHz から 3,520kHz まで 3,520kHz から 3,535kHz まで 3,535kHz から 3,575kHz まで（注1） 3,599kHz から 3,612kHz まで 3,680kHz から 3,687kHz まで（注2）
[5～20 略]				[5～20 同左]			
[備考1～備考6 略]				[備考1～備考6 同左]			
[注1～注21 略]				[注1～注21 同左]			
[2 略]				[2 同左]			
備考 番号の [] の記載は省略される。							